バリアフリー法の移動円滑化基準の条例委任について

1 条例に委任された事項(都市公園関係)

- 1)都市公園の設置に係る技術的基準(配置・規模)
- 2) 公園施設の建築面積の総計の制限

3) 特定公園施設の新築等に係る基準

都市公園法関連

_バリアフリー法 -関連

2 対応方針

改正前

国交省令に規定

都市公園のバリアフリー基準を規定



改正後

条例に規定

- ・埼玉県福祉のまちづくり条 例を基本として県の基準と して規定
- ・屋根付広場等、埼玉県福祉 のまちづくり条例に規定の 無い事項については、国交 省令を県の基準として規定